

令和3年 第4回宮代町農業委員会総会会議録

1. 開催日時：令和3年4月26日（月）15時00分から15時20分
2. 開催場所：進修館 小ホール
3. 委員出欠状況

議席	氏名	出欠席	議席	氏名	出欠席
1	大島 悟	○	2	日下部 好克	○
3	飯塚 信利	○	4	中村 一男	○
5	齊藤 幸江	○	6	秋野 春子	○
7	森山 松年	○	8	戸田 優	○
9	島村 重昭	—	10	富田 高治	—
11	岡村 宏一	○	12	中野 勝栄	○
13	中山 勝夫	○	14	折原 正英	○

4. 議事日程

日程第1		議事録署名委員の指名について
日程第2	議案第10号	農地法第3条の規定による許可申請について
日程第3	議案第11号	農地法第5条の規定による許可申請について
日程第4		報告事項

5. 農業委員会事務局職員

事務局	事務局長兼産業観光課長	菅原 隆行
	事務局次長兼産業観光課副課長	飯山 武
	農地調整担当主査	鷺谷 栄一
	農地調整担当主任	伊与泉 勝
	農地調整担当主事	小林 美香

6. 会議の概要

◎開 会

(会長)

みなさん、こんにちは。本日も、新型コロナウイルス感染症拡大防止のためできる限りアルコール消毒の実施、換気などに注意し、短時間で進めたいと考えておりますので、皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

本日の出席議員は12名、欠席委員は2名です。定足数に達しておりますので、これより令和3年第4回農業委員会総会を開会いたします。

日程第1の議事録署名委員の指名についてですが、「11番岡村宏一委員」と「12番中野勝栄委員」を指名いたします。

(会長)

続きまして、日程第2・議案第10号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。今月は1件案件がございます。なお、本案件は農業委員会法第31条第1項及び宮代町農業委員会会議規則第11条の「議事参与の制限」に該当いたします。恐れ入りますが、■■委員退席願います。

< ■■委員 退席 >

それでは、事務局説明願います。

(事務局)

それでは、ご説明いたします。申請地は宮代町■■■■■の畑1筆で面積は578㎡でございます。譲渡人、譲受人ともに宮代町にお住まいの方です。権利の移転形態は所有権移転です。詳細につきましてはお手元の議案書又はモニターをご参照ください。

本申請の経緯ですが、申請者である譲受人と譲渡人は姉弟関係にあります。譲渡人は相続によって当該農地を取得し耕作してきましたが、今後管理し続けることが難しくなることから、所有権移転を行い、譲受人の農地として耕作するために申請となりました。農地を農地として譲り渡すことから、本件は農地法第3条の許可申請に該当いたします。

申請地の位置ですが、案内図をご覧ください。■■■■■から200メートル程の■■■■■に位置しています。公図で見ますと、このような形となります。現況写真はこちらです。農地取得後は野菜等の作付けを行う計画となっております。

申請地の現況につきましては以上です。次に、譲受人の耕作状況についてご確認頂きます。今回の譲受人の経営農地は久喜市内に 2 筆、宮代町内に 24 筆ございます。総面積は 22,172 m²でございます。久喜市内の農地については久喜市農業委員会に問題ない旨確認済みです。宮代町内の農地については事前に事務局で全て回り現況は確認しておりますが、皆さまにも耕作状況をご確認していただきます。

(現状の確認)

以上で譲受人の耕作地の説明は終了です。最後に農地法 3 条 2 項に基づく判断基準 5 点と照らし合わせて、本案件の許可の審議をお願いいたします。基準の 1 点目は全部効率利用要件です。これは持っている農地を全て効率的に利用し、耕作しているか否かという判断基準になります。

2 点目は面積要件です。権利取得後の経営面積が下限面積である 5,000 m²を超えている必要があるという点です。申請地取得後の譲受人の経営農地総面積は 22,750 m²となります。

3 点目は農作業常時従事要件です。こちらは譲受人又は世帯員が農業経営に必要な農作業に常時従事する必要があるというもので、年間 150 日以上働いているか否かが判断基準となります。今回の場合は、世帯主である譲受人本人が農業従事者として農家基本台帳に登録されており、年 200 日従事と記載されておりました。

4 点目は農業生産法人の要件についてであり、今回は該当ございません。

5 点目は地域との調和要件でございます。この要件につきましても、地域での取り組みを遵守することから、特に問題ないと考えます。

以上の観点から、農地法 3 条 2 項の各号の許可要件を全て満たしていると考えます。以上で説明を終了させていただきます。ご審議の程、よろしくお願い申し上げます。

(会長)

それではご審議の程よろしくお願い申し上げます。

(■番■■委員)

■番■■です。事務局と現地確認をしてきました。特に問題ないと思いますのでご審議の程よろしくお願い申し上げます。

(■番■■委員)

■番■■です。ご姉弟ということで、お姉様の御主人が亡くなられて畑の管理を不安に思うようになり、譲受人に譲りたいということです。何も問題ない

と思いますのでご審議の程よろしく願いいたします。

(会長)

よろしいでしょうか。この件について「やむを得ない」としてよろしいでしょうか。賛成の方は挙手をお願いします。

< 全員挙手 >

それでは、この件については「やむを得ない」ことといたします。■■委員お戻りください。

< ■■委員 着席 >

(会長)

続きまして、日程第 3・議案第 10 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を上程いたします。今月は 1 件案件がございます。それでは、事務局説明願います。

(事務局)

それではご説明いたします。申請地は宮代町■■■■■の田 2 筆で面積は合計 486 m²でございます。譲受人は宮代町内に、譲渡人は杉戸町と宮代町内にお住まいの方々です。転用目的は住宅敷地です。権利の移転形態は所有権移転となります。詳細につきましてはお手元の議案書およびモニターをご参照ください。

申請の経緯についてですが、申請者は宮代町内のアパートにて夫と 2 人で生活しておりますが、将来的に子供を生み育てるため今回農地転用の申請に至った次第です。なお、こちらは令和 3 年 2 月に除外が認可されております。申請地の位置については、案内図をご覧ください。■■■■■の北西に位置しております。公図で見ますとこのような形になります。隣接農地はございません。

続きまして、土地利用計画図をご覧ください。隣接農地はございませんが、隣地との間には新設コンクリートブロック 2 段と 3 段の内積みを用いて行います。町道の歩道に面した境界は新設コンクリートブロック 5 段を用いる予定です。生活排水は、下水道へ放流する計画となっております。現況については写真をご覧ください。

農地法の観点から説明いたしますと、申請地は第 3 種農地に区分されます。以上で説明を終了させていただきます。ご審議の程、よろしく願います。

(会長)

それではご審議の程よろしく願いいたします。

(■番■■■委員)

■番■■■です。見てのとおり、周囲には住宅が相当出来ていてやむを得ないかと思います。ご審議の程よろしく願いいたします。

(■番■■■委員)

■番■■■です。事務局と現地確認をしてきましたが、隣接は農地ではなく宅地になっているので特に問題ないと思います。でご審議の程よろしく願いいたします。

(会長)

よろしいでしょうか。この件について「やむを得ない」としてよろしいでしょうか。賛成の方は挙手をお願いします。

＜ 全員挙手 ＞

それでは、この件については「やむを得ない」ことといたします。

(会長)

続きまして日程第4「報告事項」について、事務局、報告願います。

(事務局)

今回の報告事項についてご説明させていただきます。

今月は各種届出の締め日が4月12日となっております。12日までに、4条届出はなく、5条届出が7件ございましたことをご報告させていただきます。以上でございます。

(会長)

ただいまの報告事項につきましては、宮代町農業委員会会長専決規程に基づく、専決事項であります。このことから質疑等については割愛させていただきます。ご了承ください。

以上をもちまして、令和3年第4回農業委員会総会における審議・報告案件のすべてを終了いたします。

◎閉会

上会議の顛末に相違ないことを証明するため署名押印する。

令和3年5月25日

会 長 _____ 印

署名委員 _____ 印

署名委員 _____ 印